

平成28年3月

# 木津川市文化財保存活用基本計画 概要版



～ 水・緑・歴史が薫る文化創造都市をめざして ～



## ●保存活用基本計画策定の目的

### 1. 計画策定の目的

木津川市には、国宝をはじめ数多くの文化財が守り伝えられ残されています。

長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産を市民とともに大切に保存活用し、次世代へと確かなものとして継承するとともに豊富な歴史的文化的遺産を多面的に活用したまちづくりを進めることが求められています。

そこで、木津川市の文化財保護行政が、直面している緊急かつ具体的な課題を整理するとともに方向性を明示し、実効性のある取り組みを実践するため、木津川市文化財保存活用基本計画を策定します。

### 2. 計画の基本理念

木津川市では第1次木津川市総合計画において、「水・緑・歴史が薫る文化創造都市」をまちの将来像としたまちづくりを進めています。その重要な柱の一つが「歴史・文化や自然・環境を活かしたまちづくり」であり、本計画を策定するにあたり以下の内容を基本理念とします。

- (1) 市域の歴史や文化・伝統・景観など特色ある地域資源を活かし、市民が誇りを持てる魅力あるまちづくり
- (2) 古代以来、都と関連性が深く、さらにある時期には都城の地として発展してきた歴史と文化を活かしたまちづくり

#### ◆「歴史的文化的遺産の保全と活用」

市内の豊富な歴史的文化的遺産を保存し、次世代に継承するとともに観光や憩いの空間として活用を図り、市の魅力を高めるまちづくりを進めます。この施策では、史跡の公有地化を図り、市民の憩いの場、観光スポット、歴史学習の場として環境整備の推進と地域が守り育ててきた文化財の保存支援に取り組めます。

#### ◆「市民との連携による歴史学習の推進と文化財の公開」

地域や団体、小中学校との連携による文化財の啓発・学習事業を進めていくとともに、市から主体的に情報発信を進めます。この施策では、文化財に関する啓発事業や展示施設の充実した運営に取り組めます。

#### ◆「水・緑・歴史のネットワークづくり」

歴史的文化的遺産を結び文化交流や観光資源として活用するため、木津川流域の文化をテーマに歴史的文化的遺産を巡る観光コースの充実や探訪ツアーを実施します。

## ●保存活用基本計画の方針

文化財の保存・活用には、まず文化財の基礎調査およびその特性の研究が必要です。ここでは文化財の調査、整理、指定、管理、整備、修復、活用までの基本方針を示します。

本計画において取り扱う文化財とは、国宝および重要文化財に指定された建造物や美術工芸品をはじめ、府指定・登録や木津川市指定などの有形・無形民俗文化財、地域の風土（自然）、地勢、街道、街並みなどの環境に根ざした文化財を対象とします。また、未指定である文化財も対象とします。

### 1. 調査・研究

第1段階は、各文化財の保存・活用の基礎となる調査を個別に行います。

第2段階は、認知された文化財の保護の緊急性や重要性を把握するための詳細調査を文化財個別に行います。

なお、詳細調査は、滅失等の危険性が高い文化財の記録を優先することとし、本市にとって重要な文化財については実態の解明に努めます。

### 2. 整理・共有化

各文化財の調査・研究を踏まえて、文化財台帳の記録整理によりデータベースの構築を図ります。特に重要な文化財は、定期的な実態調査を実施し、文化財指定等へ向けて指定台帳等への記録に込める整理を行います。

また、既存の指定・登録文化財については、将来に継承していくため所有者等との協働による市の文化財について情報の共有化を図ります。

### 3. 指 定

指定しようとする文化財を前もって選定することで、木津川市文化財保護審議会に対して調査案件の事前周知を図るなど、今後の計画的かつ効率的な文化財指定を目指します。

### 4. 保存管理

文化財の保護は、その特性に応じて個々に講じられるものです。文化財保護法や木津川市文化財保護条例の文化財種別の中で整備に取り組み、今後の登録や指定による保護措置の枠組みを確保します。

指定文化財に限らず全ての文化財は、実態と台帳内容との齟齬<sup>そご</sup>を避け、所有者や地域と連携協力しながら文化財の価値を維持するための保存（予防・修復・管理計画の策定と実施）を図ります。

### 5. 整備・活用・修復

指定された文化財は、本市の歴史文化を広く周知するために広報やホームページ、地域の各種団体、小中学校などへの積極的な公開を推進します。

国指定史跡等は、本市の歴史文化の理解を深めるために関係機関との連携により必要な環境整備を検討します。

修復が必要な文化財については、国・府・所有者等と調整しながら適切な処置を行います。

## ●文化財の保存・活用を推進する事業

文化財の保存・活用を進めるために、以下の6項目の基本的な視点からの整理を行います。

1. 文化財調査の充実
2. 文化財保存管理の推進
3. 文化財活用の推進
4. 文化財保護意識の向上
5. 文化財保護環境の整備
6. 文化財保護の未来に向けて

### 1. 文化財調査の充実

#### (1) 文化財基本台帳の整備

指定・未指定に関わらず地域の文化財を総合的に保護するため、文化財を網羅した基本的な台帳の作成が必要です。

##### ◆指定文化財台帳整備事業

##### ◆未指定文化財台帳整備事業

#### (2) 総合的調査の推進

文化財の種類、所蔵者、地域等の区分ごとに、文化財の全体像を総合的に把握するために、悉皆調査を行います。

#### (3) 緊急調査の実施

文化財は、その保護上さまざまな場面で緊急調査が実施されてきました。

今後、法的基盤が脆弱(ぜいじゃく)な未指定文化財に関する調査の方法を研究します。

##### ◆補助制度を活用した埋蔵文化財緊急調査事業

##### ◆緊急調査に対応する未指定文化財基本台帳整備事業

#### (4) 文化財の記録

文化財は、調査し記録することにより価値付けが可能となることから、明示的で活用しやすい形での記録保存について検討します。

##### ◆文化財資料刊行事業

##### ◆文化財説明板等整備事業

##### ◆デジタル化事業



## 2. 文化財保存管理の推進

### (1) 予防保存の推進

予防保存においては、文化財を日常的に管理する姿勢が必要です。

- ◆文化財巡視（パトロール）事業
- ◆文化財防火デー合同立入り事業
- ◆木津川市文化財保存整備補助事業



### (2) 修理保存の推進

修理保存が必要となった文化財については、国や府の文化財等専門家の指導を仰ぎながら慎重に修理を実施します。

- ◆文化財補助事業
- ◆指定文化財台帳整備事業



### (3) 保存管理計画の実施

記念物の管理は個々の文化財ごとに適切な保存管理計画を策定し、それに沿って実施することが望ましいものです。

- ◆保存管理計画策定事業
- ◆指定文化財台帳整備事業

### (4) 災害対応力の強化

文化財防災の基礎となる文化財台帳の整備においては、行政だけでなく、市民、専門家とともに全市域を網羅できる台帳整備を目指します。

- ◆文化財防災台帳整備事業
- ◆文化財防災設備整備事業

## 3. 文化財活用の推進

### (1) 文化財活用の目的

文化財を保存し、活用することが他の文化財の保存への関心を呼び起こすことから、総合的な活用事業を検討します。

- ◆文化財啓発事業

## (2) 文化財の多様な活用

文化財の活用において最も基本となるのは、文化財情報の公開です。文化財の所在情報は市民が適切で利用しやすい形で市民に公開します。

- ◆文化財整理保管センター分室公開事業
- ◆指定文化財公開事業
- ◆テレビ・ラジオ番組制作への積極的な参加
- ◆文化財展示事業
- ◆文化財パンフレット刊行事業
- ◆関連事業への協力



## (3) 整備事業の推進

史跡の整備は、地下に埋もれた遺跡を保存しながら、その価値を理解するために必要な活用であります。整備により見学者への利便性を高め、利用を促進します。

- ◆史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）の公有化を進めるとともに、市民の憩いの場、観光スポット・歴史学習の場としての環境整備を進めます。
- ◆加茂町当尾地域の緑豊かな環境のもと、浄瑠璃寺・岩船寺・石仏群等を活かした歴史学習や散策コースといったレクリエーション空間として、環境整備を進めます。
- ◆史跡高麗寺跡の整備と史跡椿井大塚山古墳の環境整備を進め、歴史ただよ文化遺産の保全を図ります。
- ◆史跡奈良山瓦窯跡の保全と史跡神雄寺跡の公有化と保全を図り、周辺との調和のとれた環境整備を進めます。
- ◆鹿背山城跡については、国史跡指定に向けた取組を進めます。



## (4) 総合的な保存と活用

地域・種類等の特色を生かし、調査によって一定のまとまりを持った文化財群を歴史資料として一体的にとらえ、総合的に保存、活用する方策を検討します。

- ◆地域文化財活用拠点事業

## 4. 文化財保護意識の向上

### (1) 文化財に関わる人々との連携と協力

文化財の所有者・管理者が相談しやすい環境をつくり、所有者等とともに文化財を保護するという関係の構築を目指します。

#### ◆文化財巡視（パトロール）事業

#### ◆保存管理計画策定事業

#### ◆親と子の郷土史講座事業

#### ◆歴史愛好グループ連携講座事業



## 5. 文化財保護環境の整備

### (1) 文化財保護体制の整備

本市における文化財にかかる学芸員等専門職員の配置や組織体制の充実を図るとともに他部局との密接な連携を図ります。

#### ◆文化財保護体制の整備

### (2) 文化財保護に向けた市民との協働

文化財の予防保存に重要な役割を果たす文化財巡視や文化財を紹介するガイド等、文化財の保存と活用の幅を広げる多様な協働を検討します。

#### ◆地域文化財活用拠点事業

### (3) 文化財保護拠点の整備

文化財保護にかかる行政の人的、物的資源には限りがあります。一方、地域の文化財は地域で保護することにより、従来の文化財保護という枠を越える、総合的な文化財の保存と活用につながります。

#### ◆地域文化財活用拠点事業

## 6. 文化財保護の未来に向けて

### (1) 文化財と社会政策

文化財は、市民が心豊かな生活を送る上で欠くことができない大きな要素です。文化財に常に親しみ、楽しむ環境が整えられることによって、一層の愛情をもって文化財を守り伝えることができます。

#### ◆文化財保護審議会事業

### (2) 文化財と人・地域のきずな

市民が、文化財の保護に深く関わることは、わたしたちのまち木津川市をより深く愛し、木津川市に誇りをもって住み続けることにつながります。

#### ◆地域文化財活用拠点事業

## ●木津川市文化財の状況

### 1. 市内の指定文化財

#### 国指定文化財

国宝・重要有形文化財							重要民俗 文化財	史跡名勝 天然記念物			計		
美術工芸品								建造物	無 形	有 形		史 跡	名 勝
絵画	彫刻	工芸 品	書籍 典籍	古文 書	考古 資料	歴史 資料							
3	26(3)	1	1	1			19(3)	1		7	1(1)		60(7)

※( )内は、重要文化財内の国宝数及び史跡名勝天然記念物内の特別指定数である。

※史跡数には、2府県にわたるもの2件を含む。

#### 府指定・登録文化財

有形文化財							民俗 文化財	史跡名勝 天然記念物			計		
美術工芸品								建造物	無 形	有 形		史 跡	名 勝
絵画	彫刻	工芸 品	書籍 典籍	古文 書	考古 資料	歴史 資料							
2	4	2		1		1	2	1		1		1	15
1	3	1					8	5	3				21

※府文化財環境保全地区：8ヶ所

※上段が指定文化財数、下段が登録文化財数である。

#### 市指定文化財

有形文化財							民俗 文化財	史跡名勝 天然記念物			計		
美術工芸品								建造物	無 形	有 形		史 跡	名 勝
絵画	彫刻	工芸 品	書籍 典籍	古文 書	考古 資料	歴史 資料							
5	10		1	3	3	2	6	1		4	1		36